

役員構成細則

第1条 全知P連の役員数と構成は、次による。下記役職は相互に兼ねることができない。

- (1) 会長 1名
- (2) 相談役 1名
- (3) 副会長 9名(ブロック長、全知長会事務局長)
- (4) 理事 下記の通りとする。
 - ① 保護者理事:各ブロックより1名
 - ② 校長理事
 - ・会長の所属校校長 1名
 - ・副会長(ブロック長)または保護者理事の所属校校長 1名
 - ・全知長会事務局次長 1名
 - ③ 事務局理事:事務局長、事務局次長 2名(事務局次長を置かない年は、1名)

第2条 会長候補者の選出にあたっては、毎年選考委員会を設置し、次年度の会長候補者を選考するものとする。

第3条 選考委員会は、会長、相談役、副会長、事務局長を以って構成する。

第4条 会長職務を代行する者の順位は、総会資料内役員一覧表の副会長(ブロック長)の順番とする。

第5条 この細則は改正された日より実施する。

平成27年6月25日 改正
平成28年1月22日 一部改正
平成30年5月14日 一部改正